

日医発第 842 号 (保 165)  
平成 19 年 12 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 19 年 12 月 3 日付厚生労働省告示第 404 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業等の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称の変更により、新名称の医薬品「エパルレスタット錠 50mg「JG」」が薬価基準の別表に第 24 部追補 (20) として記載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 405 号で、旧名称の医薬品「エパレス錠 50mg」が掲示事項等告示の別表第 6 に第 8 部追補 (5) として記載され、経過措置品目（使用期限：平成 20 年 3 月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 2 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 19. 12. 3 第 4721 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部改正について  
(平 19. 12. 3 厚生労働省保険局医療課事務連絡)



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部  
を改正する件（厚生労働四〇四）

○療担規則及び薬担規則並びに療担基  
準に基づき厚生労働大臣が定める掲  
示事項等の一部を改正する件  
（同四〇五）

○厚生労働省告示第四百四号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十八年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月三日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表に第24部として次のように加える。

| 品名                 | 第24部内 | 追 補 | 薬 格 | 単 位     | 薬 価   |
|--------------------|-------|-----|-----|---------|-------|
|                    |       |     |     |         | 円     |
| エノシルピスタット錠50mg「JG」 |       |     |     | 50mg 1錠 | 66.70 |

○厚生労働省告示第四百五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月三日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表第6に第8部として次のように加える。

| 品名        | 第8部内 | 用途 | 捕集薬 | (5) | 規格単位    |
|-----------|------|----|-----|-----|---------|
| エノビル錠50mg |      |    |     |     | 50mg 1錠 |

事務連絡  
平成19年12月3日

地方社会保険事務局 }  
都道府県民生主管部(局) } 御中  
国民健康保険主管課(部) }  
都道府県老人医療主管部(局) }  
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成19年12月3日付け厚生労働省告示第404号及び第405号をもって改正され、平成19年12月3日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬1品目について、薬価基準の別表に記載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分  | 内用薬   | 注射薬   | 外用薬   | 歯科用薬剤 | 計      |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 品目数 | 8,537 | 4,192 | 2,771 | 37    | 15,537 |

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼があった内用薬1品目について、掲示事項等告示の別表第6に記載して、平成20年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第6に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区分  | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計   |
|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 品目数 | 625 | 197 | 145 | 1     | 968 |

( 参 考 )

薬価基準告示

| No | 薬価基準名                 | 成分名      | 規格単位    | 薬価 (円) |
|----|-----------------------|----------|---------|--------|
| 1  | 内用薬 エパルレスタット錠50mg「JG」 | エパルレスタット | 50mg 1錠 | 66.70  |

掲示事項等告示

別表第6 第8部 (平成20年3月31日まで)

| No | 薬価基準名         | 成分名      | 規格単位    | 薬価 (円) |
|----|---------------|----------|---------|--------|
| 1  | 内用薬 エパレス錠50mg | エパルレスタット | 50mg 1錠 | 66.70  |